

独立行政法人日本スポーツ振興センター 「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と学校の設置者との 契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災 害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置 者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所等における保育中を含みます）
例 各教科（科目）、保育中、特別活動中（学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等）
- ②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
- ③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
- ④通常の経路及び方法により通学（通園）する場合
例 登校（登園）中、下校（降園）中
- ⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合 例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒 ・熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	同上
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。）	障害見舞金 4,000 万円～88 万円〔通学（園）中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾 病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円〔通学（園）中の場合 1,500 万円〕
	突 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円〔通学（園）中

	然		の場合 1,500 万円]
	死	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円 (通学 (園) 中の場合も同額)

1 JSC が給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。

2 上表の「療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう 10 割分）が 5,000 円以上のものをいいます。（例えば、被扶養者（家族）である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の 3 割分となります。）

3 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。

4 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。

5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。

6 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。

7 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

8 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。

9 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいております。なお、「医療等の状況」などを持参してもその場ですぐには書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

給付を受ける手続き

児童生徒が「学校の管理下」で災害に遭い、病院等へかかった時は以下の書類が必要です。書類は保健室にありますので、申し出てください。

書類名	作成者	内容
「災害報告書」	学校	傷病の発生時の状況等を詳しく記入します。
「医療等の状況」	医療機関	治療を受けた病院で記入してもらう。 (記入を受けるときは医師等の都合を確かめてからお願いしてください)
「調剤報酬明細書」	保険薬局	医療保険各法に基づく被扶養者、被保険者又は組合員として保険薬局から調剤を受けた場合に、記入してもらう。
「治療用装具・生血明細書」	医療機関	治療用装具については、その作成の装具製作会社、医療器材店又は医療機関の領収書の写しを添付してください。

		生血については、供血者の領収書の写しを添付してください。
「高額療養状況の届」	保護者	<p>1ヶ月の療養費が7,000点(70,000円)以上19,200点(192,000円)までの請求に必要です。</p> <p>1ヶ月の請求額が19,200点(192,000円)を超えたときは以下の証明が必要です。</p> <p>1) 国民健康保険以外に加入の方＝用紙下段の「標準報酬月額等に関する証明」</p> <p>2) 国民健康保険に加入の方＝市区町村役場が発行する、同一の世帯全員の年間総所得額が記載された「所得課税証明書」又は加入員(所得のある方)全員の「所得課税証明書」(療養月に適用されていた課税状況がわかる書類)</p>
その他	学校・保護者	その他必要な書類がある場合は連絡します。

○学校では上記の必要な用紙等を取りまとめ、独立行政法人日本スポーツ振興センター支所へ提出します。

○給付金額については、独立行政法人日本スポーツ振興センター支所において、審査の上決定し、学校を通じて保護者へ支払います。(通常給付までは数ヶ月程度かかります)本校では、保護者の銀行口座へ振り込みます。

○ご不明な点がございましたら、保健室までお問い合わせください。